

顧客事例紹介(牛島総合法律事務所)

牛島総合法律事務所
弁護士、ニューヨーク州弁護士、パートナー
井上 治氏 (いのうえ・おさむ)



圧倒的な判例数の豊富さで〈Westlaw Japan〉製品を導入。 高度な紛争処理を行う実務家にとって不可欠なツール。

牛島総合法律事務所は、高度な紛争処理、サービスの質の高さ、実績に定評のある法律事務所です。同事務所では複数の法律・判例データベースを併用されていると伺います。〈Westlaw Japan〉の導入を推進いただいた図書部門担当パートナーである井上治弁護士に、導入の理由や、どのように本製品をご活用いただいているのかをお聞きしました。

いかに有利な判例を押さえるかが、紛争処理のカギ

一どのような法律業務や案件に携わってこられたのかお聞かせください。

私が所属する牛島総合法律事務所は、国際取引に関連する法律事務や訴訟をはじめ、内外でのビジネス・ロー一般、多岐にわたる法的手続き、紛争処理を取り扱います。

私自身は、国内外の企業や行政機関における様々な紛争処理案件のほか法律実務を広く取り扱っています。訴訟の中で主なものとしては、不動産取引に関する建築瑕疵や、土壤汚染に関する訴訟、上場企業の少数株主保護に

関する訴訟、金融機関のシステム開発に関する訴訟などがあります。その他、国際相続等個人を依頼者とする案件にも関与しております。また、関連するテーマについての様々なセミナーや執筆も行っています。

一〈Westlaw Japan〉は、どのような経緯で導入をお決めになられたのでしょうか。

一番の理由は、2011年の導入当時、他の判例データベースに比べ、判例（とりわけ直近の東京地裁判例など）の収録数が圧倒的に豊富だったことが挙げられます。

我々のように紛争処理を扱うことが多い弁護士にとって、類似した案件に関する判例をどれだけ把握しているか、さらにいえば、どれだけ相手方よりも有利な判例を知っているかは、裁判の勝敗を決める重要なファクターとなります。逆に、相手方にとって有利な判例がある場合でも、当方がそれを予め知つていればそれを踏まえた対応を探つておくことができますが、相手方から指摘されるまで当方が知らなかつた場合、対応に窮することにもなりかねません。こうした理由から、判例データベースにおける収録の豊富さ、網羅性が高いこと

は、極端な表現をすれば弁護士としての信頼度に直結し、死活問題といつても過言ではありません。そのため、日本で利用できる判例データベースの現状を踏まえれば、複数利用して、可能な限り網羅的に判例を検索できる環境を整えることが必要と考えています。当事務所における判例データベースの充実を図るために、〈Westlaw Japan〉は欠くことのできない重要なデータベースです。この他の導入理由としては、判例収録タイミングの速さ、裁判官検索機能があります。本機能は、主には新件受任などの際に、担当裁判官の経験や過去の判例を確認する際に利用していますが、合議体の裁判長として関与した判例や単独で関与した裁判を判別できる点も気に入っています。

一判例を探すどのような場面で、〈Westlaw Japan〉を活用いただいているか。

ある案件について関連するルールを示した代表的な判例を探すためにも使いますが、裁判所のルールを複数の判例から立体的に捉えていくために利用することも多いですね。例えば、建築瑕疵に関する訴訟があるとします。コンクリートの柱に一定のヒビが入っている場合は瑕疵とするという判断を、ある裁判所が示したとします。ところが、そのヒビが5センチでも瑕疵となるのか、10センチ入っていればそうなのかという「線引き」は、判例を個別に見ているだけでは判断がつきにくいのです。基本的な規範の確認だけならともかく、細かい当てはめまで体系的に分析したいとなると、多数の判例から導き出される判断の傾向の分析やその際の判断要素のようなことも必要となります。いくつもの判例から総合的に見て、今回の事案では瑕疵とみなされる、いやそうでないという分析の場面では対象判例の母数の多さが重要になってきます。

個別の判例としては見出すべき要素はないが、集合としていくつもの判例を用意することで類型化し、意味や説得力を高められるという

The screenshot shows the Westlaw Japan search interface with several tabs at the top: '条件検索' (Conditions Search), '裁判所体系' (Court System), '索引検索' (Index Search), and 'データファイル' (Data File). Below these are sections for '検索対象' (Search Target) with checkboxes for '民事' (Civil) and '刑事' (Criminal), '検索語' (Search Word) with options for 'すべて' (All), '要旨' (Summary), and '全文' (Full Text), and '裁判情報' (Court Information) including fields for '裁判所' (Court), '裁判年月' (Court Date), '事件番号' (Case Number), '事件名' (Case Name), and '裁判官名' (Judge Name). At the bottom, there are sections for '出典・評註' (Source and Annotations) and a search button labeled '(判例検索 - PROサーチ)'.

顧客事例紹介(牛島総合法律事務所)

牛島総合法律事務所

弁護士、ニューヨーク州弁護士、パートナー

井上 治氏 (いのうえ・おさむ)



23件ヒットしました。

検索結果の更新をアラート
選択した判例にアラートを設定
PowerSort(重要判例順) □
検索 +10 検索

平成19年7月8日 最高裁第二小法廷 判決
事件番号 平17(受)702号
事件名 損害賠償請求事件
◆建物の設計者、施工者又は工事監理者が建築された建物の瑕疵により生命、身体又は財産を侵害された者に対し不法行為責任を負う場合
◆建物の建築に携わる設計者、施工者及び工事監理者は、建物の建築に当たり、契約関係にない居住者を含む建物利用者、隣人、通行人等に対する関係でも、当該建物と建物としての基本的な安全性が欠けることがないように配慮すべき注意義務を負い、これを怠ったために建築された建物に上記安全性を損なう瑕疵があり、それにより居住者等の生命、身体又は財産が侵害された場合には、設計者等は、不法行為の成立を主張する者が「瑕疵の存在を知りながらこれを前提として当該建物を賣い受けでいたなど特段の事情がない限り、これによって生じた損害について不法行為による賠償責任を負う」。

裁判経過
第三次上告審 平成25年1月29日 最高裁第二小法廷 決定 平24(オ)817号・平24(受)995号 損害賠償請求事件
第三次控訴審 平成24年1月10日 福岡高裁 判決 平23(ネ)764号 損害賠償請求控訴事件

検索キーワード: ▲前 次▼ ハイライト非表示

(判例結果 - PROサーチとPowerSort)

ケースはよくあるので、相手方よりもそれを可能とするツールの確保と充実は、我々にとって重要課題であるといえます。

実務家にとっては、まさに「痒い所に手が届く」

個別の機能やコンテンツでご活用いただいているものはございますか。

「PROサーチ」はよく利用しています。フリーワードでの検索を行う際に、キーワードの間が何文字以内かという指定を入れて検索できる機能です。例えば、「建築瑕疵」と入力するとかなり限定的なものとなり、「建築に関する瑕疵」といったワードには引っかかるなくなってしまいます。逆に「建築」と「瑕疵」の間にスペースを入れてAND条件で検索すると、相互の関連性が薄くなり、検索そのものの意味がなくなってしまいます。「PROサーチ」は、「建築」と「瑕疵」の関連性を保ちながら幅広いサーチができる、求めている判例の絞り込み作業がとてもスムーズに行えるので、以前から利用している他社製品にも本機能の採用を要望することもあるほどです。本機能は実用性が非常に高いと感じており、当事務所においても同製品の活用頻度の高さの1つの理由となっています。

また、アメリカ法製品の「KeyCite」機能のように、ある判例を検索した後、その判例を引用した他の関連判例へと情報を広げたり、評釈や参考文献を調べられたりできる点も、使い勝手がいいと感じています。

一法律関連の出版物を執筆しておられますか、そうした際にも〈Westlaw Japan〉製品はお役立ていただいておりますでしょうか。

かなりヘビーに役立てています。直近では、民法改正と不動産取引をテーマとした本、都市再開発をテーマにした本を執筆しています。執筆に際しては、ある論点をピンポイントに深めていくのではなく、さまざまな事例を挙げ、その各論点をコンパクトにまとめて紹介するという作業がメインとなります。例えば都市再開発でいえば、土壤汚染に関連した訴訟問題があります。

特定有害物質はもちろん、PCBやアスベストなど、様々な毒性物質に関する判例を調べる際は、「PROサーチ」を含めた「フリーワード検索」、「関連判例」の引用が役立ちます。また、そうした判例を並べながら解説を加える際には、その判例に紐づいた「評釈」や「出典」を簡単にチェックできるので、さまざまな考え方、法的解釈を念頭に入れながら執筆を進めることができます。また、判例の注目度を★印の数で判別して並べ替えられる「PowerSort(重要

判例順)」も、大まかな目星をつけながら検索を行う際に便利です。紛争処理においても、本の執筆においても、実務家にとって「痒い所に手が届く」ツールという印象です。

一ありがとうございます。最後に、WLJへのご要望や、読者の方へメッセージをいただければと思います。

当事務所では、紛争処理に強くあり続け、クライアントへのベストなサービスを提供するために、実現しうる最善の状況、入手しうるベストなりサーチ環境を整えることを常に心がけており、〈Westlaw Japan〉はその一環として導入したものです。現状日本は、アメリカほどの判例社会ではありませんが、今後は進展する国際化や社会的な問題意識の変化とともに、より高度で多様な紛争処理能力が我々に求められてくると思います。また、民事判決のネット提供の発展も予定される中、〈Westlaw Japan〉には、その時々の状況に応じて我々の業務を今後も支えていただくとともに、判例データベースとしてのさらなる進化を期待したいと思います。



【紹介】

井上治 (いのうえ おさむ)

北海道大学法学部卒業後、牛島総合法律事務所入所。ニューヨーク大学ロースクール比較法学修士課程および法学修士課程修了。LeBoeuf, Lamb, Greene & MacRae LLP ニューヨーク・オフィス勤務を経て牛島総合法律事務所パートナー就任。慶應義塾大学法科大学院非常勤講師(国際紛争解決)。第二東京弁護士会所属、ニューヨーク州弁護士、都市再開発法制研究会会員。